

サポート高松北側街区利活用 アイデア・デザインコンペ募集要項

サポート高松北側街区利活用アイデア・デザインコンペ実行委員会

香川県政策部政策課
高松市市民政策局政策課

1 コンペの目的

サンポート高松は、四国の中枢管理都市として発展してきた高松市の新しい都市拠点を作成するため、昭和63年の瀬戸大橋の開通と宇高連絡船の廃止により使用されなくなった港湾部の埋立地や国鉄用地等を核とする約42haにおいて、県、市、民間事業者が一体となり、港湾整備事業、土地区画整理事業、都市再生総合整備事業等の都市再開発事業を一体的に推進し、平成16年5月にグランドオープンした。

サンポート高松北側街区※については、当初の構想では高度な都市機能が集積する新しい都市核の形成を図る区域等として位置付けられていたが、その後の社会経済情勢の変化等により、当初の構想の実現が困難となり、平成16年に暫定整備を行い、現在に至っている。

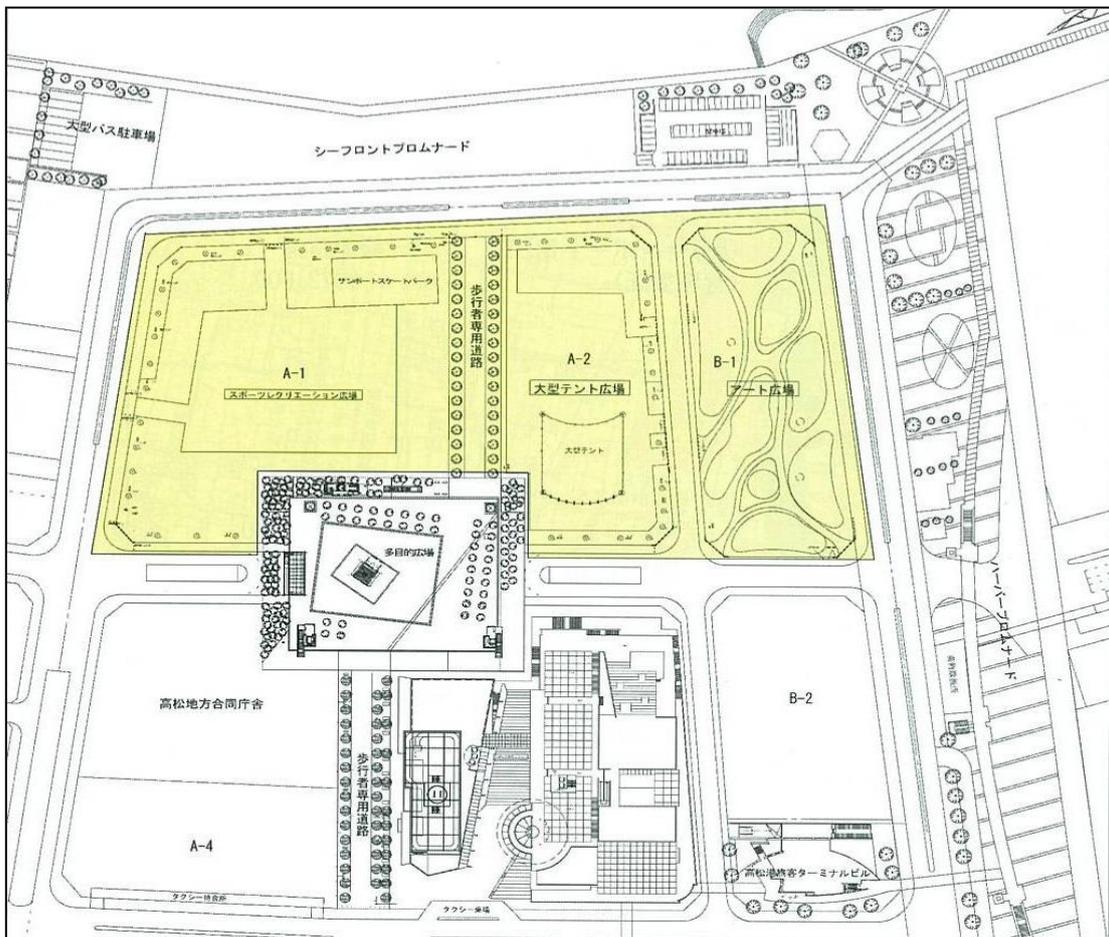
このような中、サンポート高松の活性化に向け、北側街区の将来を見据えた利活用策について検討を行うため、県と高松市が有識者等により構成するサンポート高松北側街区利活用検討委員会を設置し検討いただき、昨年3月に同委員会から報告書が提出されたところである。

県及び高松市は、この報告を踏まえ、大規模な建物の整備や、民間への分譲は行わず、公共で保有し、利活用を図ることとし、一定の整備を行いたいと考えており、具体的な利活用の内容を検討するため、サンポート高松北側街区利活用アイデア・デザインコンペ(以下、「本コンペ」という。)として、今後の利活用に係るアイデア及びデザインを募集するものである。

* * *

本コンペに応募された作品については、その内容を十分に配慮しながら、多様なアイデア及びデザインを、今後の利活用検討の参考とすることとしており、積極的な参加をいただきたい。

※サンポート高松北側街区



【サンポート高松北側街区の現況】

街区	面積(ha)	所有者	用途
A 1 街区	1.28	高松市 (市土地開発公社)	軽スポーツやレクリエーション用広場
A 2 街区	0.77	香川県	イベント開催、県民・市民の憩いの場 大型テント設置 (30m×33m×11.7m)
B 1 街区	0.72	香川県	アート広場として彫刻等を整備

2 コンペの概要

(1) コンペの名称

サンポート高松北側街区利活用アイデア・デザインコンペ

(2) コンペの募集対象箇所

サンポート高松北側街区図面(赤線枠内)のとおり (P12)

(3) コンペの方法

サンポート高松北側街区利活用検討委員会報告(平成 24 年 3 月)の基本理念を踏まえ、提案すること。

<基本理念>

(1) 海辺の空間の開放

中心市街地における貴重な海辺の空間を、県民・市民をはじめ内外からの来訪者が広く共有する財産と位置付け、誰もが楽しめるパブリック・スペースとして開放し、多様な利用形態に対応することを目指す。

(2) 心に残る魅力的な眺めの創造

美しい瀬戸内海や屋島などの眺めが、住民にとってはふるさとの風景となり、来訪者にとってはいつ来ても新鮮で魅力的と感じられる風景として、記憶に残る眺めの創造を目指す。

(3) やすらぎと交流の空間形成

美しい景観の中でゆったりとくつろぎ、また、新たな交流を生み出すことができるような空間の形成を目指す。

(4) 歴史・文化・芸術の発信拠点形成

観光、学習、情報交換などの活動を通じ、海とともに発展してきた歴史や文化、芸術等の様々な地域の魅力を内外に情報発信し、将来に渡って継承するための拠点の形成を目指す。

(5) 広域的な活性化

サンポート高松を中心に、周辺に広がる様々な地域資源を互いに連携させることで、相乗効果による地域全体の活性化を図る。

3 提案条件（対象範囲内の構造物等の取扱い）

- (1) サンポートスケートパーク（A 1 街区）
 - ・撤去を前提とする。また、アート作品の展示・移設に関するアイデアは妨げない。
- (2) 大型テント（A 2 街区）
 - ・そのまま利活用することを前提とする。
- (3) アート広場（B 1 街区）
 - ・現状を尊重した提案を行うこと。ただし、アート作品等の展示・移設に関するアイデアや植栽等の提案は妨げない。
- (4) 区画道路
 - ・歩行者用通路等としての利活用を前提に提案を受け付ける。
- (5) 歩行者専用道路
 - ・そのまま利活用することを前提とする。
- (6) その他
 - ・建物整備が主体となる提案は行わないこと。
 - ・四阿、遊具等の設置に関する提案は妨げない。

4 応募資格

- (1) 個人、個人のグループ、企業、団体いずれも可能とする。
- (2) 国籍、年齢、資格、経験、住所等も問わない。
- (3) 同一の個人、グループ、企業、団体による複数応募はできない。
- (4) 審査委員、審査委員が自ら経営する組織等の職員、及び事務局関係者は応募できない。

5 提出物

- (1) イメージパース
 - ・用紙サイズはA 3 横とする。
 - ・1 枚目は、整備範囲全体を見たものとする。
 - ・2 枚目以降は、整備範囲の中で、特徴的なところ、または、強調したいところのものとし、枚数制限は設けない。
- (2) 説明資料（1 枚）
 - ・「アイデア・デザインテーマ」、「基本理念との関係」、「にぎわい創出等のために工夫した点、デザインの特徴及びアピールポイント」を記入すること。
 - ・「概算整備費用」についても記入し、その内訳も可能な範囲で記入すること。
※ 資料はパネル化しないこと。
- (3) 応募申込書（P 9）
- (4) 電子データ（上記(1)(2)(3)をPDF形式でデータ化し、CD-Rに記録したもの）

6 応募登録

本コンペに応募しようとする者は、平成 25 年 8 月 28 日(水)から平成 25 年 10 月 9 日(水)17 時（日本時間、事務局必着）までに、事前登録票（P 7）を提出すること。書面は持参、郵送、輸送代行業による送付、電子メール又はファクシミリ（電子メール又はファクシミリの場合は、主催者に電話連絡のうえ着信を確認すること）により提出すること。なお、直接持参する場合の受付時間は、月曜日～金曜日（祝日を除く）9 時～17 時とする。

- ・提出先 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号 香川県政策部政策課

7 質疑

- (1) 募集要項について質問がある場合は、質問内容を記載した質問票（P 8）を「16 問い合わせ先」まで提出すること。なお、書面は持参、郵送、輸送代行業による送付、電子メール又はファクシミリ（電子メール又はファクシミリの場合は、主催者に電話連絡し、着信を確認すること）により提出すること。なお、直接持参する場合の受付時間は、月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時とする。
- (2) 受付期間は平成 25 年 8 月 28 日（水）から平成 25 年 10 月 9 日（水）17 時（日本時間）までとする。
- (3) 募集要項の内容に関する質問については、回答を記載した書面を次のとおり県・市のホームページに掲載する。
 - ①掲載期間：平成 25 年 9 月初旬から
 - ②掲載場所：香川県政策課ホームページ
[\(http://www.pref.kagawa.lg.jp/seisaku/sunport/\)](http://www.pref.kagawa.lg.jp/seisaku/sunport/)
高松市政策課ホームページ
 [\(http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/15000.html\)](http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/15000.html)
- (4) 以下のような質問に対しては回答しないこととする。
 - ①募集要項に対する質問者の明確な誤読
 - ②募集要項に対する質問者の個人的な意見
 - ③募集要項に対する質問の形式をとっていても、質問者の提案しようとする個別的な内容の是非を問うもの
 - ④募集要項に対する質問であっても、極めて専門的な内容の質問であり、応募者全員が必ずしも共有する必要がなく、自ら判断又は調査すべきもの

8 作品の提出方法

- (1) 提出先
〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号 香川県政策部政策課
- (2) 受付期間
平成 25 年 8 月 28 日（水）から平成 25 年 12 月 4 日（水）17 時（日本時間、事務局必着）までとする。
- (3) 作品の提出は、持参、郵送又は輸送代行業による送付によるものに限る。必ず応募申込書を添えて提出すること。なお、直接持参する場合の受付時間は、月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時とする。
- (4) 運送中における作品の破損等については、事務局で責任を負わない。運送方法等には十分に配慮すること。
- (5) 外装には、応募者名・住所・連絡先を記入し、「コンペ書類在中」の記載を行うこと。
- (6) 応募作品には、応募者名、住所、連絡先など応募者が特定できる内容の記載やサインを入れないこと。
- (7) 応募作品受付後、主催者はその保管に万全を期すが、天災その他の不可抗力の事故により破損した場合、その責任を負わないこととする。
- (8) 提出された作品については返却しない。

9 審査

(1) 審査手順

全応募作品を、主催者が設置する「サンポート高松北側街区利活用アイデア・デザインコンペ審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）で審査し、優秀作品を3点以内で選出する。ただし、審査の結果、ふさわしい提案がない場合は、「該当なし」とすることがある。

(2) 審査基準

基本理念に適合し、デザインが優れているか、にぎわい創出のための工夫が図られているか、また実現可能性の観点から審査する。

10 審査結果発表

(1) 審査結果は県・市のホームページで発表するとともに、優秀作品の応募者に文書で通知する。

(2) 審査結果に関する問い合わせには応じないこととする。

11 優秀作品及び賞金

(1) 優秀作品受賞者には、各50万円（税込・日本円）を支払う。

(2) 賞金に係る公租公課等は、受賞者が負担するものとする。

12 著作権及び応募作品の取扱い

応募者は、以下の取扱いについてあらかじめ承諾したうえで応募することとする。

(1) 著作権の帰属

応募作品の著作権・意匠権等の知的財産権（以下、「著作権・意匠権等」という。）は、応募者に帰属する。したがって、応募者が応募作品について著作権・意匠権等に関する権利の取得又は然るべき保護を必要とするときは、自らの責任においてその手続をするものとし、応募作品についての権利の登録状況、使用に際しての条件（使用料等）、使用実績・第三者への利用許諾の有無及び内容を応募時に明記すること。なお、当該手続をしていない場合は、権利の確保の手続が必要ないものとみなす。

(2) 著作物等の引用等

他者が著作権・意匠権を有する著作物等を応募作品の中に引用する場合において、当該著作権・意匠権等の利用許諾、対価の支払、著作者人格権の不行使の同意等の手続については、応募者自身で行うこと。なお、応募者が、他者が著作権・意匠権等を有する著作物等を応募作品中に無断で引用したことにより発生する問題の責任については、全て応募者が負うものとする。

(3) 著作者人格権の不行使

応募者は、本コンペ実行委員会、香川県及び高松市による応募作品の使用に対し、著作者人格権を行使しないものとし、応募作品中に引用された著作物の著作者に著作者人格権の行使をさせないものとする。

(4) 作品の使用等

① 応募者は、本コンペ実行委員会、香川県及び高松市が、応募作品及びその著作権・意匠権等の全て又は一部をサンポート高松北側街区利活用の検討及び整備事業等（以下、「本プロジェクト」という。）において無償で使用することを許諾すること。なお、他者が著作権・意匠権等を有する著作物等についても同様とする。また、応募作品の提案内容を一部改変し、あるいは二次的著作物を創作して本プロジェクトに無償で使用することを許諾すること。

② 応募者は、本コンペ実行委員会、香川県及び高松市が、本プロジェクトの実施、広報活動で使用を必要とする場合、種々の媒体を通じて応募作品を無償で使用することを許諾すること。

③応募作品については、適宜、展示や作品集発行等の方法による公開（電子メディアによる公開を含む。）を予定している。なお、公開する際は、応募作品とともに氏名・職業・所属・部署等を公表することがある。

④応募者は、主催者である本コンペ実行委員会が、審査や記録等のために応募作品を複製することを許諾すること。

(5) 同意事項

応募者（グループでの応募の場合は構成員全員）は、このコンペに応募することにより、ここに記した事項に同意したものとみなす。

13 失格

以下の事項に該当する作品については、審査対象から除外する。その場合、優秀作品等の発表後であっても、入賞を取り消すことがある。

- (1) 事前登録票、応募申込書の記載に明らかに虚偽があるもの
- (2) 受付期間内に提出されなかったもの
- (3) 応募作品に応募者を特定できる記載があるもの（審査時の匿名性を確保するため）
- (4) 既に発表された論文、デザイン作品と同一または類似のもの、あるいは著作権・意匠権等の侵害であることが明確となったもの
- (5) その他、募集要項の内容に明らかに違反するもの

14 スケジュール

- (1) 応募登録 平成 25 年 8 月 28 日(水) ～ 10 月 9 日(水)
- (2) 質問受付 平成 25 年 8 月 28 日(水) ～ 10 月 9 日(水)
- (3) 質問回答 平成 25 年 9 月初旬～ 県・市のホームページに掲載
- (4) 作品受付 平成 25 年 8 月 28 日(水) ～ 12 月 4 日(水)
- (5) 審査 平成 25 年 12 月頃を予定
- (6) 結果発表 平成 26 年 1 月頃を予定

15 その他

- (1) 応募作品に使用する言語は日本語とする。
- (2) 審査に対する異議申立ては一切認めない。
- (3) 本コンペの応募に係る費用は、応募者の負担とする。
- (4) 応募者は、作品の応募をもって、募集要項に記した事項に同意したものとみなす。
- (5) 提案条件に合致していない場合には、修正を依頼することがある。
- (6) 募集要項の内容について、変更があった場合は、県・市のホームページに掲載する。
- (7) 本コンペに係る疑義・紛争についての管轄裁判所は、高松地方裁判所とする。

16 問い合わせ先

サンポート高松北側街区利活用アイデア・デザインコンペ実行委員会

香川県政策部政策課

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号

TEL 087-832-3126 FAX 087-806-0234

E-mail seisaku@pref.kagawa.lg.jp

高松市市民政策局政策課

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目 8 番 15 号

TEL 087-839-2135 FAX 087-839-2125

E-mail seisaku@city.takamatsu.lg.jp

サンポート高松北側街区利活用アイデア・デザインコンペ

事前登録票

- ◆作品を提出しようと考えている方は、事前に本票を提出してください。
- ◆提出期限：平成25年10月9日（水）17時（日本時間）

平成25年 月 日

◆個人・個人のグループでの提案

(代表者) <small>ふりがな</small> 氏名		
住 所		
電話番号		
F A X		
E-mail		
所属・部署・職名		
共同提案者	<small>ふりがな</small> 氏名	
	所属・部署・職名	
	<small>ふりがな</small> 氏名	
	所属・部署・職名	
	<small>ふりがな</small> 氏名	
	所属・部署・職名	

※ 共同提案者が3名を超える場合は、本様式をコピーして記入ください。

◆企業・団体での提案

企業・団体	企業（団体名）	
	(代表者) <small>ふりがな</small> 氏名	
	住 所	
	電話番号	
担当者	<small>ふりがな</small> 氏名	
	住 所	
	電話番号	
	F A X	
	E-mail	
	所属・部署・職名	

受 付 欄 ※	
受付番号	
受付年月日	平成 年 月 日

※ 受付欄は記入しないでください。

サンポート高松北側街区利活用アイデア・デザインコンペ

質 問 票

- ◆「募集要項」について質問がある場合は、下の質問票により質問内容等を記入の上、事務局に持参、郵送、輸送代行業による送付又は電子メール、FAXにより提出してください。
- ◆質問の内容によっては、お答えできないものもあります。コンペ実施上必要と認めたものについてのみ回答します。あらかじめご承知おきください。
- ◆提出期限：平成25年10月9日（水）17時（日本時間）

質問者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

平成25年 月 日

項 目	(募集要項関連ページ ページ)
質問内容	

(注) 質問内容は、本用紙一枚につき一問とし、要旨を簡潔にまとめて記入ください。
項目欄には、募集要項の関連項目・関連ページを記入ください。

サポート高松北側街区利活用アイデア・デザインコンペ 応募申込書

平成 25 年 月 日

募集要項の記載内容に承知及び同意し、申し込みます。

◆個人・個人のグループでの提案

	(代表者) <small>ふりがな</small> 氏 名	印
	住 所	
	電話番号	
	F A X	
	E-mail	
	所属・部署・職名	
共同提案者	<small>ふりがな</small> 氏 名	印
	所属・部署・職名	
	<small>ふりがな</small> 氏 名	印
	所属・部署・職名	
	<small>ふりがな</small> 氏 名	印
	所属・部署・職名	

※ 共同提案者が3名を超える場合は、本様式をコピーして記入ください。

◆企業・団体での提案

企業・団体	企業(団体名) <small>ふりがな</small> (代表者) 氏 名	印
	住 所	
	電話番号	
担当者	<small>ふりがな</small> 氏 名	印
	住 所	
	電話番号	
	F A X	
	E-mail	
	所属・部署・職名	

◆応募作品の著作権・意匠権等の登録状況、使用実績、第三者への利用許諾等がある場合は、その内容について記入ください。

受 付 欄 ※	
受付番号	
受付年月日	平成 年 月 日

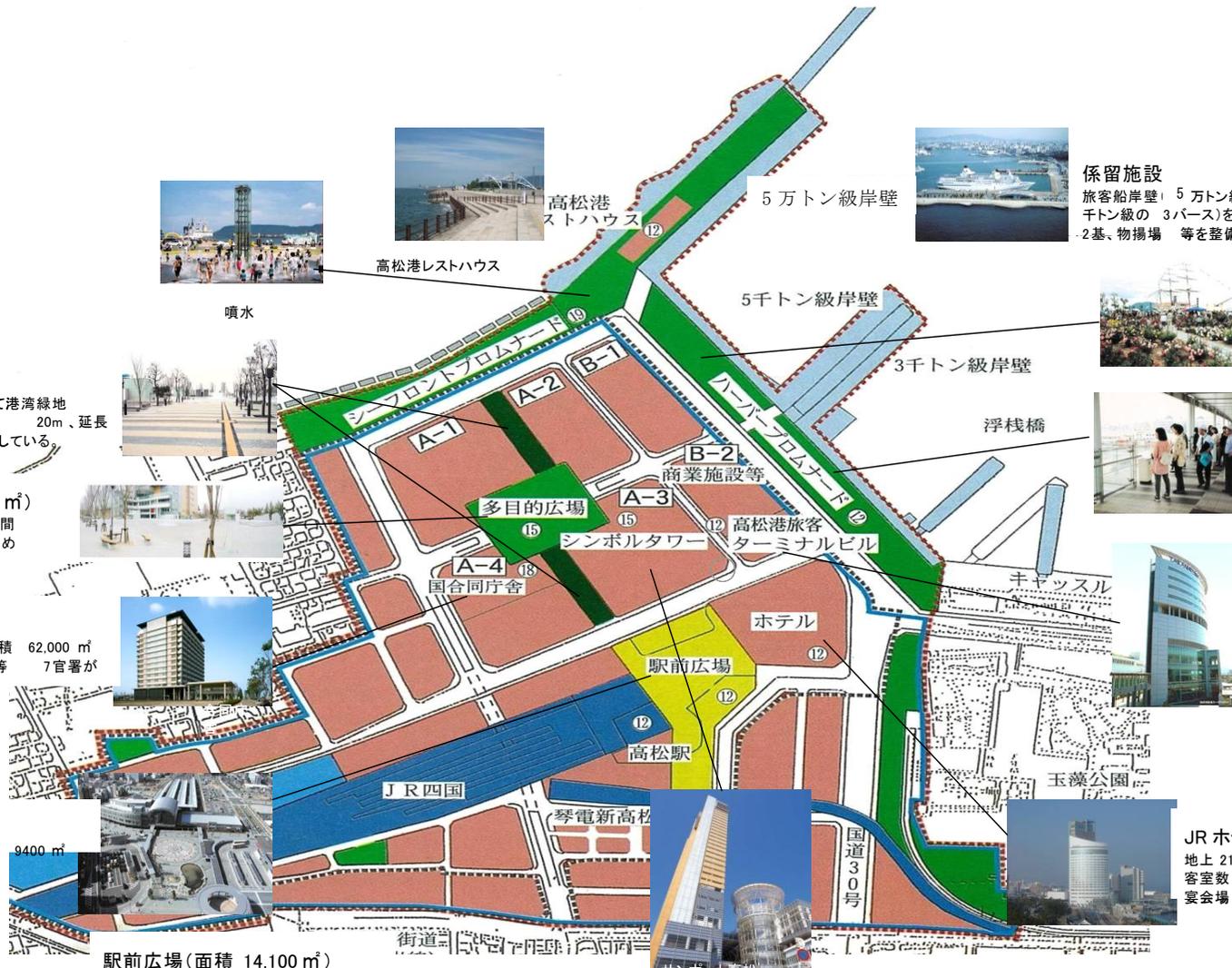
※ 受付欄は記入しないでください。

説 明 資 料

アイデア・デザインテーマ	にぎわい創出等のために工夫した点、 デザインの特徴及びアピールポイント
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">概算整備費用</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">【内訳】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">その他</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </div>
基本理念との関係	

※ 文章を補完するため、イラスト・写真を使用することができます。

※ 「その他」欄には、植栽等を行う場合、樹種・高さ等について記入ください。



歩行者専用道路
駅前広場から多目的広場を経て港湾緑地へと至る歩行者の主動線、幅員 20m、延長 100m の道路を南北 2本確保している。

多目的広場 (面積 8,000 m²)
様々なニーズに応える柔軟な空間で、中心部の噴水で親水性を高めている。

高松地方合同庁舎
地上 14階、地下 2階、延床面積 62,000 m²
四国地方整備局、経済産業局等 7官署が入居

JR高松駅
地上 4階、延床面積 9400 m²

駅前広場 (面積 14,100 m²)
羅針盤をデザインした石張り舗装や海水池の他、旧駅前広場のシンボルであった花時計を設置

高松シンボルタワー
敷地面積 :13,051.18 m²、延床面積 :103,264 m²
タワー棟 : 地下 2階、地上 30階、建物高さ 151.3m
ホール棟 : 地下 2階、地上 7階、建物高さ 44.8m
芸術文化ホール、国際会議場、民間業務・商業機能

係留施設
旅客船岸壁 5万トン級、5千トン級、3千トン級の 3バースをはじめ、浮棧橋 2基、物揚場等を整備した。

ハーバープロムナード
北側 : 植栽、花壇の設置、赤灯台までボードウォークを整備

南側 : コリドーを海からの来訪者を迎えるゲートとして整備

高松港旅客ターミナルビル
地上 8階、地下 2階、延床面積 8,396 m²
県高松港管理事務所、港湾関連オフィス、地域熱供給センター等が入居

JR ホテルクレメント高松
地上 21階、地下 1階、延床面積 33,000 m²
客室数 300、宿泊可能人数 500人、1500人収容の宴会場

【全景】



【各街区】



【A1街区：スポーツレクリエーション広場】



【A2街区：大型テント広場】



【B1街区：アート広場】



① 【大型テント】



(概要)

- ・構造 鉄骨+木造軸組膜構造 平屋建
- ・延面積 東西約 30m 南北約 33m
約 990 m²
- ・高さ 約 11.7m
- ・平成 16 年の全国海づくり大会の開催に
合わせ整備したもので、現在は、イベント
用施設として活用している。

② 【サンポートスケートパーク】



(概要)

- ・ A 1 街区の土地の有効活用を図るため、
スケートボードやインラインスケートが
気軽に楽しめる賑わいの場として、平成
14 年に暫定的に設置された施設。

③【区画道路】



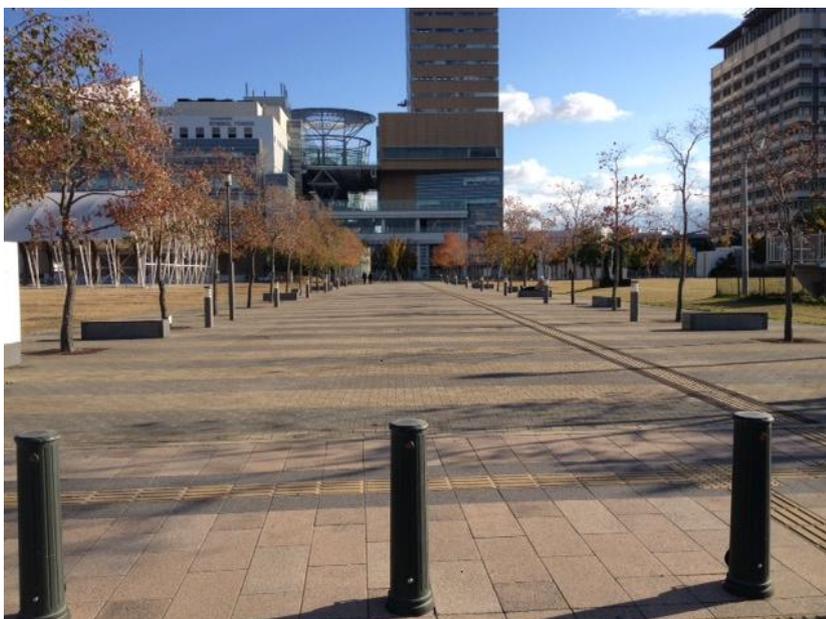
都市計画道路

路線番号： 3-5-153

路線名称： 港頭東線

幅員： W=12m

④【歩行者専用道路】



都市計画道路

路線番号： 8-4-103

路線名称： 港頭中央2号線

幅員： W=20m

【アート作品】

⑤ 「SUNSET of SETO」 流 政之 (A1街区)



⑥ 「セレナード」 中岡 慎太郎 (B1街区)



⑦ 「地表より 水の塔」 井上 麦 (B1街区)



⑧ 「嵐を呼ぶ」 佐藤 幸子 (B1街区)



